

茅ヶ崎市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和6年7月9日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

環境部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和6年7月4日（木）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 環境政策課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 環境保全課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 資源循環課

〈一般廃棄物処理基本計画策定支援業務委託〉

一般廃棄物処理基本計画策定支援業務委託の契約書において、受注者所在地に誤りがありました。また、支出命令書の請求者所在地に誤りがありました。

〈家庭用生ごみ処理機購入費補助金〉

茅ヶ崎市財務規則（昭和47年3月31日規則第14号）別表第3（第30条関係）では、負担金補助及び交付金を支出負担行為として整理する時期について「請求のあったとき、指令をするとき又は交付決定のとき。」と規定されていますが、家庭用生ごみ処理機購入費補助金では、補助金交付の決定をする前に支出負担行為を行っていたものがありました。

(4) 環境事業センター

〈消防用設備等点検業務委託〉

茅ヶ崎市財務規則（昭和47年3月31日規則第14号）別表第3（第30条関係）では、委託料を支出負担行為として整理する時期について「契約締結のとき。」と規定されていますが、消防用設備等点検業務委託は、契約締結前に支出負担行為書が作成されていました。

〈吸収式冷凍機等保守点検業務委託〉

茅ヶ崎市契約規則（昭和47年3月31日規則第15号）第82条において準用する同規則第71条第2項では、「契約者は、工事の一部を第三者に請負わせようとするときは、請負工事一部下請負届を市長に提出しなければならない。」と規定されていますが、吸収式冷凍機等保守点検業務委託は、再委託の届出が行われていませんでした。

〈有価物（アルミ等）売買契約（上期）（単価契約）〉

有価物売買契約に基づき市が売却した有価物（オーディオ類）について、買受者の算定誤りにより、売却代金が過少となっていました。